



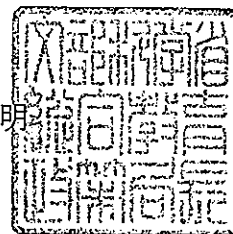
30文科教第211号

平成30年12月14日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
構造改革特別区域法第12条第1項 殿  
の認定を受けた地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学省総合教育政策局長

清水 明



(印影印刷)

平成31年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）

文部科学省において、平成31年度全国学力・学習状況調査の実施要領を決定し、「平成31年度全国学力・学習状況調査の実施について」（平成30年12月14日付け30文科教第209号文部科学事務次官通知）で通知したところです。ついては、本調査への参加及び協力の意向について確認いたします。

別紙1～10のうち該当する様式に記入の上、平成30年12月28日（金）までに、文部科学省本件担当まで御回答願います。

なお、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）について、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校を設置する学校法人について、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校を設置する学校設置会社について同様に照会を行い、取りまとめの上、御回答願います。

<本件担当>

総合教育政策局 調査企画課 学力調査室

電話：03-5253-4111（内線3726）